

さ情審査答申第235号  
令和5年4月27日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

令和4年10月24日付けで貴職から受けた、「審査請求人の対応に関する経過」の、2(1)特定日「特定時期に頻繁に鼻をかみ、自身で救急車を呼び病院へ搬送されたと保護者から連絡を受ける。状況を伺い、面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかった。」との記載（以下「本件対象個人情報」という。）について訂正を求めます。」の不訂正決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和3年10月26日付け教学教人第2426号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第25条第1項に基づく本件対象個人情報の訂正請求に対して実施機関が行った本件処分について、本件対象個人情報の訂正を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

（省略）

#### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

##### (1) 本件処分内容及び理由

令和3年9月30日付けで、審査請求人より、「審査請求人の対応に関

する経過」の、2(1)特定日「特定時期に頻繁に鼻をかみ、自身で救急車を呼び病院へ搬送されたと保護者から連絡を受ける。状況を伺い、面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかった。」との記載について、個人情報訂正等請求書が提出された。

教職員人事課では、個人情報訂正請求に係る個人情報の名称又は内容に記載されている通り、「令和3年1月27日付弁護士法第23条の2に基づく照会に対する回答（審査請求人の対応に関する経過）」の個別フォルダ内の文書を特定した。また、特定した文書の内容について、学校が面談を提案したところ、保護者から「いえ、いいです」という回答を得たと学校は認識しているため、当該個人情報は不訂正とする決定を行った。

## (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は「保護者は特定日に担任教諭と面談をしたので、面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかったという記載は事実と異なっている」「特定日に担任と面談をした証拠が連絡帳に残っている」と主張している。

教職員人事課では、「(1) 本件処分内容及び理由」で述べたとおり、「令和3年1月27日付弁護士法第23条の2に基づく照会に対する回答（審査請求人の対応に関する経過）」の個別フォルダ内の文書を特定した。しかし、教職員人事課では、学校が面談を提案したところ、保護者から「いえ、いいです」という回答を得たと学校は認識しているという報告を受けている。また、連絡帳に記載のある「昨日はお時間をいただきありがとうございました」という表記については、担任と保護者の立ち話であったと報告を受けているため、当該個人情報を訂正しなかった。

## 第4 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

審査請求人が訂正を求めた本件対象個人情報は、「審査請求人の対応に関する経過」の、2(1)特定日「特定時期に頻繁に鼻をかみ、自身で救急車を呼び病院へ搬送されたと保護者から連絡を受ける。状況を伺い、面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかった。」の部分である。

実施機関は、学校が面談を提案したところ、保護者から「いえ、いいです」という回答を得たと学校は認識しているため、本件対象行政情報は訂正しないとする不訂正等決定を行った。

審査請求人は、学校の認識は矛盾しているのに、実施機関は学校の認識を本件対象個人情報を訂正しない理由にしている、として本件対象個人情報を訂正するよう求めて審査請求したものである。

### 2 本件処分の当否について

(1) 条例の規定について

条例第24条第1項は、「何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報について、事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と規定している。

ここでいう「事実」とは、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に正誤の判定が可能な事項をいい、評価、判断等の主観的に判断される事項については、訂正の請求はできない、と解されている。

(2) 審査請求人は、特定日の連絡帳（以下「当該連絡帳」という。）記載のとおり、保護者は、特定日に担任教諭と面談しているのに、「面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかった」との記載は事実と異なる旨主張し、実施機関は、当該連絡帳の表記については、担任と保護者の立ち話であったと報告を受けている、学校は保護者から、「いえ、いいです」という回答を得たと認識しているという報告を受けている、と弁明する。

すなわち、審査請求人の保護者と担任教諭との会話に関しては、審査請求人と学校との間でその評価、認識が異なっているものであり、また、保護者の意向についての記載も学校の認識である、とのことであるので、本件対象個人情報は評価、判断等の主観的に判断される事項に該当し、客観的に正誤の判定が可能な事項ではないということになる。

よって、本件対象個人情報は条例第24条第1項に規定する「事実」に該当しないので、不訂正とした実施機関の本件処分は妥当である。

(3) 審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年10月24日	諮問の受理（諮問第576号）
②	令和 5年 1月19日	審議
③	令和 5年 2月16日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 3月16日	実施機関からの意見陳述及び審議
⑤	令和 5年 4月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)